

入札監理小委員会における審議の結果報告
道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等

国土交通省の道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等は、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 26 年度から開始し 1 年以内又は 1 年を超える期間を契約期間として、民間競争入札を実施する旨定められている。

上記に基づき民間競争入札実施要項案を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 権利義務譲渡について

【論 点】

当該事業は、平成 22 年 7 月の国土交通省の要請に基づき、旧建設弘済会等が発注者支援業務等からの計画的撤退を進めるにあたり、旧建設弘済会等が受注中の業務について権利義務譲渡を行うこととなっていることから、事業譲渡が市場に与える影響を勘案しながら、引き続き、競争性を確保する取り組みを行う必要がある。

【対 応】

来年度の実施要項の策定に当たって、来年度評価（事業譲渡の実績を含むもの）の結果を踏まえつつ、参加要件等の見直し等、適切な対応を検討する。

2. 入札スケジュールについて

【論 点】

意見募集において、業務準備期間確保等の観点から入札スケジュールの前倒しに関する意見があるが、検討できないか。

【対 応】

入札スケジュールについては、予算との関係で大幅な見直しは困難であるが、できる限り前倒しに努めて参りたい。

以 上